

匠 tables 出展作品に関する代理販売規約

（目的）

第1条 本規約は、伝統文化の振興を目的とした企画展「匠 tables」への出展作品に関する代理販売について、必要事項を定めるものとします。

（出展作品の販売）

第2条 新匠ギャラリー整備・運営共同事業体（以下、共同事業体という。）の構成団体である株式会社うなぎの寝床（以下、うなぎの寝床という。）は、出展者様の出展作品（「匠 tables」の企画趣旨に合った作者自身および自社の作った民芸品で、オリジナルの作品（趣味で制作されたイラスト・絵画、手芸作品・プラモデル等は除く）の「匠 tables」における販売を代理いたします。

2 この代理販売は、出展者様が出展する作品の所有権を残したまま、購入希望者への販売を「匠 tables」を運用するうなぎの寝床が、出展者様に代わり行うものです。

3 「匠 tables」は、公の施設での「FUKUOKA KOUGEI 50」としての運用をしますので、うなぎの寝床は、出展中の作品の買取は行いません。

4 うなぎの寝床は、出展者様から指定された価格で代理販売をいたします。

5 うなぎの寝床は、善良な管理者としての注意義務をもって販売いたします。

6 うなぎの寝床は、出展作品が販売されなかったことの責任は一切負いません。

（販売価格）

第3条 出展者様は、作品一つ一つに、品名・金額等を付け、指定様式の作品リストを作成し提出してください。

2 作品の販売価格は出展者様ご自身で決定してください。作品すべてに本体価格、消費税、合計金額の表示が必要となります。

3 前項の金額について、うなぎの寝床の国内取引はすべて課税仕入れとなります。

4 作品の追加、撤去、価格変更などが可能です。その際、出展受付担当の株式会社トータルメディア開発研究所がご本人様であることを確認させていただきます。

5 価格変更の表示について、景品表示法の規定により、定価販売の実績がない場合は、「割引販売」や「値上げ」等の表示をすることはできません。なお、個人の作品で販売実績のない場合は、法令で定める一定期間の販売を経過した場合に表示できます。

（代理販売期間）

第4条 代理販売期間は、「匠 tables 出展登録書」に定める期間のとおりとします。

2 前項の規定にかかわらず、次年度（2027年4月以降）の出展希望者が共同事業体の定める募集枠を上回った場合は、公平性を期すため、継続出展者を含めた抽選を実施する可能性があり、出展者はあらかじめこれを承諾するものとします。

3 ただし、共同事業体が「匠ギャラリー」の運営業務受託者で無くなった場合は、出展登録は解除となります。

（出展作品の引き上げ）

第6条 出展者様は、「匠 tables 出展登録書」に定める代理販売期間を遵守し、当該期間中に購入されなかった出展作品の全てを出展者様の責任で引き上げ、原状回復を行っていただきます。

2 出展期限が過ぎても作品を引き取りに来られない場合は、共同事業体により作品を撤去させていただきます。撤去した作品は、共同事業体で1カ月間保管しますが、出展管理料と同額を保管料としてご請求いたします。

3 1カ月間の保管期間が過ぎた作品は処分させていただきます。また、処分させていただいた作品については、出展者

様には一切の請求権がないものといたします。

（取引条件）

第7条 代理販売は20%です。消費税額計算における1円未満の端数は、四捨五入します。

- 2 前項の代理販売手数料は、うなぎの寝床が出展者様に支払うべき売上金から差し引かせていただきます。
- 3 出展者が適格請求書発行事業者でない場合（免税事業者等）、うなぎの寝床が当該取引において仕入税額控除を受けられないことを考慮し、第3条に定める精算の基礎となる販売価格について、消費税相当額を控除した額を調整価格として適用できるものとします。

（代理販売の売上金のお支払い）

第8条 代理販売した作品の売上金は、うなぎの寝床が月ごとに月末締めで計算し、代理販売の売上報告書を翌月第5営業日までに出展者様にメールでお知らせします。

- 2 売上金から代理販売の手数料20%を差し引いた金額の請求書を翌月の10日必着でうなぎの寝床へ送付（メールもしくは郵送）してください。
- 3 送付された請求書に基づき、出展者様の指定する口座に翌月末日（休日と重なる場合は前日）にお振り込みいたします。振込手数料は、うなぎの寝床が負担します。
- 4 現金でのお支払いはできません。
- 5 月の途中から出展を開始された方のお支払いも、第1項から第4項までのとおりとなります。

（盗難・破損・被害等）

第9条 作品の取り扱いには十分配慮いたしますが、作品の盗難、破損等、または自然災害による被害に関して、共同事業体は一切の責任を負いません。

（トラブル、クレーム等処理）

第10条 出展者様の出展作品の展示・販売により発生したお客様または第三者から生じたあらゆるトラブルや事故、クレームおよび要求等については、出展者様の責任と費用により処理をお願いします。ただし、当該クレーム等が共同事業体の責めに帰する事由により生じた場合は、この限りではありません。なお、当該クレーム等には、知的財産権の侵害および製造物の品質に起因する損害等のクレームも含まれます。

（損害賠償）

第11条 出展者様または共同事業体は、相手方が本規約に違反し、これにより損害を受けたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができます。

（協議）

第12条 本規約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、関係者で誠意をもって協議し、処理いたします。

（管轄裁判所）

第13条 本規約に関する訴訟については、共同事業体の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

令和8年7月14日

【「FUKUOKA KOUGEI 50 匠tables」主催者】

新匠ギャラリー整備・運営共同事業体

代表団体：株式会社トータルメディア開発研究所

所在地：東京都千代田区紀尾井町 3 - 2 3

《問い合わせ先》

アクロス福岡内「匠ギャラリー」

電 話： 0 9 2 - 4 0 6 - 6 7 6 2

F A X： 0 9 2 - 4 0 6 - 6 7 6 3

E-mail： info@takumi-gallery.jp

※共同事業体は、福岡県および指定管理者による公正な選定を受けて、本企画展事業を運営しています。

附則 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日 制定 (Ver. 1.0)

令和 8 (2026) 年 7 月 14 日 改定 (Ver. 2.0)